

性犯罪者処遇プログラム検討会の設置について

令和元年8月19日

法務省矯正局・保護局

1 検討会設置の経緯と目的

現在、刑事施設及び保護観察所で実施している性犯罪者処遇は、平成18年に策定されたプログラムを中心としているところ、平成29年7月に施行された刑法の一部を改正する法律附則において、施行後3年を目途として性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることが規定されたほか、同年12月に閣議決定された再犯防止推進計画では、刑事施設や保護観察所における性犯罪者等に対する処遇プログラム等の更なる充実について盛り込まれている。

そうした近年の状況に鑑み、外部有識者を構成員とした検討会を設置し、刑事施設及び保護観察所におけるより効果的な性犯罪者処遇プログラムについて検討を行うこととする。

2 検討課題

- (1) 現行のプログラムの課題と更なる充実化の方向性について
- (2) 刑事施設収容中から出所後まで一貫性のある効果的な指導について

3 構成員（五十音順・敬称略）

- (1) 小 畠 秀 吾（国際医療福祉大学大学院准教授）
- (2) 柑 本 美 和（東海大学法学部教授）
- (3) 嶋 田 洋 徳（早稲田大学人間科学学術院教授）
- (4) 妹 尾 栄 一（茨城県立こころの医療センター副院長）
- (5) 東 本 愛 香（千葉大学社会精神保健教育研究センター特任助教）
- (6) 信 田 さよ子（原宿カウンセリングセンター所長）
- (7) 針 間 克 己（はりまメンタルクリニック院長）

4 日程

令和元年9月3日に初回を開催し、令和2年上半期までに数回開催する予定